

副本

平成24年(ワ)第3671号, 平成25年(ワ)第3946号

大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外1962名

被告 関西電力株式会社 外1名

証 拠 説 明 書

平成26年9月24日

京都地方裁判所第6民事部 御中

被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士 今 城 智 徳



弁護士 山 内 喜 明



弁護士 中 室 祐



号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
丙 1	加圧水型 (PWR) 原子力発電設備の あらまし	原本		被告関西電力 株式会社	一般的な加圧水型 (PWR) 原子力発電所における設備 の配置や構造等
丙 2	調査と情報第 756 号 「福島第一原発事故 と 4 つの事故調査委 員会」	写し	H24. 8. 23	国立国会図書 館 経済産業調査 室・課	政府, 民間, 東京電力株式会 社の各事故調査報告書は, 福 島第一原子力発電所事故に おいて, 地震動によって同発 電所の重要機器に機能を損 なうような破損が生じたこ とを認めていないこと等